

あなたの所有する建築物が 定期報告の対象か 確認しましょう。

- ▶ 建築物の所有者・管理者は、その建築物を法に適合する状態に維持するよう努めなければなりません。
- ▶ 不特定多数の者が利用する建築物や高齢者・障害者等が就寝する建築物等の所有者・管理者は、建築基準法（※１）に基づき、**定期的**に専門技術をもつ資格者に**調査・検査**をさせ、その結果を特定行政庁（※２）に**報告**することとされています。

※１：建築基準法第１２条第１項及び第３項による

※２：奈良市・橿原市・生駒市以外の市町村：奈良県、奈良市・橿原市・生駒市：各市

これは、建築物の安全性を確保する上で大切な調査・検査です。

- ▶ **所有・管理する建築物が定期報告の対象かどうかご確認ください。**
 - ・対象となる建築物の用途・規模は **裏面** の表をご覧ください。
 - ・平成３０年度より、定期検査対象建築設備に防火設備・小荷物専用昇降機が追加されました。
 - ・令和元年６月より、小規模な建築物（※３）の用途変更の手続きが不要となりましたが、定期報告の対象となる場合があります。
- ・令和７年７月より、常時閉鎖した状態にある防火扉が防火設備定期検査の対象（※４）に追加されます。また、特定建築物定期調査と建築設備等定期検査と双方で報告が必要となっている項目について、いずれかで報告を行うこととなるよう改正が行われます。対象となる設備に変更はありません。

※３：延べ面積が１００㎡を超え２００㎡以下の特殊建築物

※４：特定建築物定期調査の対象建築物に限る

【所管特定行政庁（お問い合わせ先）】

＜奈良市・橿原市・生駒市以外の市町村＞

奈良県 建築安全課 TEL ０７４２－２７－７５７４（ダイヤルイン）

奈良県のホームページもご覧ください。（キーワード検索「奈良県 定期報告」）

＜奈良市・橿原市・生駒市＞

奈良市 建築指導課 TEL ０７４２－３４－４７５０（ダイヤルイン）

橿原市 建築安全推進課 TEL ０７４４－４７－３５１７（ダイヤルイン）

生駒市 建築課 TEL ０７４３－７４－１１１１（代表）



国が政令で規定する建築物および特定行政庁が指定する建築物（下表参照）の所有者・管理者は、定期的に専門技術をもつ資格者に調査・検査をさせて、その結果を特定行政庁に報告する旨が規定されています。（建築基準法第12条第1項・第3項）

定期報告を要する建築物・建築設備・防火設備

用 途	建築物		建築設備※1		防火設備※2※7 【H30年度から】	
	規 模	報告の時期	規 模	報告の時期	規 模（当該用途に供する部分が避難階のみの建築物を除く。）	報告の時期
学校・学校に付属する体育館	①3階以上に階があり、かつA＞100㎡のもの ②A≥2,000㎡のもの	3年に1回	対象外		対象外	
病院、診療所（患者の収容施設を有しないものを除く。）又は就寝用途の児童福祉施設等※3	①3階以上に階があり、かつA＞100㎡のもの ②A≥300㎡のもの ③地階でA＞100㎡のもの（※5）	2年に1回	500㎡を超えるもの または 3以上の階数を有するもの※4	毎年1回 * 国土交通大臣が定める検査の項目については3年以内毎	①3階以上の階でA＞100㎡のもの ②2階部分A≥300㎡のもの ③地階でA＞100㎡のもの ④A≥200㎡のもの（避難階のみの建築物も含む。）（※6）	毎年1回
児童福祉施設等 （就寝用途の児童福祉施設等を除く。）	①3階以上に階があり、かつA＞100㎡のもの ②A≥300㎡のもの				対象外	
劇場、映画館、演芸場、観覧場（屋外観覧場は除く。）、公会堂又は集会場	①3階以上に階があり、かつA＞100㎡のもの ②A≥200㎡のもの ③劇場、映画館又は演芸場で主階が1階にないもの（※5） ④地階でA＞100㎡のもの（※5）	毎年1回			①3階以上の階でA＞100㎡のもの ②客席部分のA≥200㎡のもの ③劇場、映画館又は演芸場で主階が1階にないもの ④地階でA＞100㎡のもの	毎年1回
百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗（床面積が10㎡以内のものを除く。）	①3階以上に階があり、かつA＞100㎡のもの ②A≥500㎡のもの ③地階でA＞100㎡のもの（※5）	毎年1回			①3階以上の階でA＞100㎡のもの ②2階部分A≥500㎡のもの ③A≥3000㎡のもの ④地階でA＞100㎡のもの	
ホテル又は旅館	①3階以上に階があり、かつA＞100㎡のもの ②A≥300㎡のもの ③地階でA＞100㎡のもの（※5）	* A＜1,000㎡ は 2年に1回			①3階以上の階でA＞100㎡のもの ②2階部分A≥300㎡のもの ③地階でA＞100㎡のもの	
サービス付き高齢者向け住宅・認知症高齢者グループホーム・障害者グループホーム	①3階以上に階があり、かつA＞100㎡のもの ②2階部分A≥300㎡のもの ③地階でA＞100㎡のもの（※5）	3年に1回	対象外		①3階以上の階でA＞100㎡のもの ②2階部分A≥300㎡のもの ③地階でA＞100㎡のもの ④A≥200㎡のもの（避難階のみの建築物も含む。）（※6）	
上記以外の下宿、共同住宅又は寄宿舎 （延べ面積が1,000㎡以上のものに限る。）	3階以上に階があり、かつA＞100㎡のもの				対象外	
博物館・美術館・図書館・ボリング場・水泳場・体育館（学校に付属するものを除く。）	①3階以上に階があり、かつA＞100㎡のもの ②A≥2000㎡のもの		500㎡を超えるもの または 3以上の階数を有するもの※4 （ボリング場・体育館・水泳場を除く。）	毎年1回	①3階以上の階でA＞100㎡のもの ②A≥2000㎡のもの	毎年1回
事務所その他これに類するもの（階数が5以上で延べ面積が1,000㎡を超えるものに限る。）	3階以上に階があり、かつA＞100㎡のもの			* 同上	対象外	
エレベーター（かごが住戸内のみを昇降するものおよび労働安全衛生法施行令第12条第1項第6号に規定するものを除く。）・エスカレーター				毎年1回	【注意】 ・Aは当該用途に供する部分の床面積の合計とする。 ・規模欄で①②・・・とあるのは、それぞれどれかに該当すれば対象となる。	
小荷物専用昇降機（昇降路の出し入れ口の下端が当該出し入れ口が設けられる室の床面より50cm未満のもの）【平成30年度から】				毎年1回		
建築基準法施行令第138条第2項各号に掲げる工作物（観光用エレベーター、遊技施設）				毎年1回		

※1 建築設備・・・換気設備・排煙設備・非常用の照明装置
※2 防火設備・・・防火設備のうち「随時閉鎖又は作動をできるもの」および「各階の主要な常時閉鎖した状態にある防火扉」（外壁開口部の防火設備、防火ダンパーを除く。）
なお、防火扉の作動状況の確認については、各階の主要な常閉防火扉について、3年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することをもって足りる。
※3 就寝用途の児童福祉施設等・・・助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導大訓練施設、救護施設、更生施設、老人短期入所施設（小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所を含む。）その他これに類するもの（宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンター等）、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホーム
※4 例えば、地下1階、地上2階建ての建築物の場合、3以上の階数を有するものとなります。
※5 延べ面積が200㎡を超えるものに限る。
※6 随時閉鎖又は作動できる防火設備のみ
※7 常時閉鎖した状態にある防火扉に係る検査項目については、特定建築物定期調査において調査を行う場合は、省略することができます。（奈良県ホームページ参照）